

VCファンドにおける時価評価オプシオンの適用単位、検討—ASBJ

去る6月5日、企業会計基準

委員会が、第527回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

ベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

第219回金融商品専門委員会（2024年6月20日号（No.1713）情報ダイジェスト参照）に引き続き、組合等の会計処理に関する時価評価（評価差額はその他の包括利益）するオプシオンの適用単位に関する追加的な分析と再提案がされた。

当初の会計方針の選択とする事務局案に意見が聞かれたため、「時価評価オプシオンの適用単位を『組合等（ファンド）の単位』での選択とし、企業自身が定めた一定の方法に基づいて組合等をグルーピングしたうえで、グルーピングされた組合等の単位で時価評価オプシオンを適用することを選択可能（当初認識時に取消不能の選択）」とする案が再提案された。

委員からは、異論は聞かれなかった。

金融資産の減損

第219回金融商品専門委員会（2024年6月20日号（No.1713）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ5（一般事業会社に対する検討）を採

用する一般事業会社における営業債権、契約資産およびリース債権についての取扱い（単純化したアプローチ）の審議が行われた。

事務局から、ステップ5を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産およびリース債権の取扱いとして、IFRS9号「金融商品」の損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する単純化したアプローチの定めを取り入れる案が示された。

委員からは賛意が聞かれた。また、「一般事業会社が金融機関並みの負担があると誤解しないよう、基準の構成の工夫や周知活動を」との意見があった。

リース会計基準の開発

第150回リース会計専門委員会（2024年6月20日号（No.

1713）情報ダイジェスト参照）に引き続き、次の検討が行われた。

(1) 貸手の基本となる会計処理（文案の検討）

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法（第1法）と売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法（第3法）の適用関係について、検討が行われた。

第1法を適用するリースは、「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」とする案が示された。

また、第3法適用時における販売益相当額が生じる場合の会計処理について、これまでの案の他に、「貸手の現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がない処理を定めたいうえで、販売益相当額が生じる場合の会計処理を別途定める」案が新たに示された。

委員からは、新たな案への賛成意見が聞かれた。

(2) 経過措置

適用初年度の期首に利子込法で計上したリースに関して、利子抜法への変更を求めるか否かについて、本適用指針案116項の経過措置を適用し適用初年度において利子込法により計上した

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月10日(水)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
7月31日(水)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年4月期) 2カ月延長法人(令和6年3月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④～⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付	

借手のファイナンス・リースについては、10%基準を超えたとしても見直しは不要とする事務局案が示された。

委員から異論は聞かれなかった。

企業会計基準等の年次改善

事務局では、担当チームを設け、原則として年1回、ASBJが公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行うこととしている。

今回、事務局より、次の基準等について軽微な改正・修正の提案が示された。

- ① 改正提案（実質的に内容を変更し、委員会の議決および公開草案の公表を行う）
 - ・企業会計基準25号「包括利益の表示に関する会計基準」の適用に伴う変更…本基準が適用され、連結財務諸表については、純資産の部に計上されたその他有価証券評価差額金の増減等が、包括利益を表示する計算書において表示されることになったにもかかわらず、株主資本適用指針等の複数の会計基準等において、「純資産の部に直接計上された」という表現を使用したままとなっている。

・実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」における商法の参照箇所への対応…2005年の商法改正に伴い、会社法が公布されたことを受けて削除された商法の条文を参照したままとなっている。

② 修正提案（内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの。委員会でするが、委員会の議決および公開草案の公表は不要）

- ・企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴う変更…本基準により廃止された「臨時償却」に関する記載等が含まれている。

・日本公認会計士協会 会計制度委員会報告1号「セグメント情報の開示に関する会計手法の廃止に伴う変更…減損適用指針において、廃止された本報告の内容を参照する記述が含まれている。

・日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針01号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」への統合に伴う変更…減損適用指針において、本実務指針に統合された日本

経理に効く
法律雑学

土地所有権の制限

弁護士
白川 敬裕

所有者は、自分のモノを自由に使用、収益（他人に貸して賃料を得る）、処分（売る、担保に入れる、廃棄するなど）できる権利を有します（民法206）。ただし、法令により自由な使用等が制限されることがあります。民法にはさまざまな所有権の制限が規定されています。たとえば、土地の所有権は、「法令の制限内において、その土地の上下に及び」とされています（207）。「法令の制限」の一例として、建築基準法には、建物の高さに関する制限が規定されています。地下についても一定の制限があります。地下は、上下水道、電気、ガス、地下鉄、地下河川などの公共事業に活用する必要があります。そのため、通常は利用されない深さ（地下40m以深など）は、原則として事前の補償を行うことなく公共的な目的のために使用できる手続が規定されています（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法）。

民法には、隣地同士の制限も規定されています。たとえば、土地の所有者は、「直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない」とされています（218）。隣地から竹

木や根が越境している場合、竹木に関しては、「竹木の所有者に、その枝を切除させることができ」とされています（233①）。切除してもらえない場合、法改正前は竹木の所有者（通常は隣地所有者）に対し、「越境している枝を切除せよ」という裁判を起すこと、裁判所の判決をもちいてから強制執行の手続をする必要がありました。令和5年4月1日の民法改正により、次のいずれの場合には、枝を自ら切除することが可能となりました（233③）。

① 竹木の所有者に催告しても、相当の期間内に切除してもらえないとき、② 竹木の所有者が誰か、または所有者の所在がわからないとき、③ 急迫の事情があるとき。これに対し、根が越境している場合は、このようなステップを経ずに切り取ることもできます（233④）。

せっかく土地を所有しているも、他の土地に囲まれて公道に出られない土地（袋地）であれば、袋地への出入りができません。そのため、袋地所有者は、「公道に至るため、その土地を囲んで他の土地を通行することができ」とされています（210）。ただし、他の土地のどこを通過しても

よいわけではなく、「必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ない」場所・方法を選択する必要があり（211①）、他の土地の所有者に損害が生じれば償金を支払う必要があります（212）。ただし、共有の土地を分割した結果として袋地が生じた場合は、袋地所有者は、他の分割者の土地のみを通行することができ、償金の支払を要しません（213）。

外壁の塗装や土地の測量などのため、隣地に立ち入ることが必要となる場合があります。民法上、次の場合には、必要最小限、すなわち隣地所有者にとつて損害の最も少ない日時、場所および方法で隣地を使用することができます（209）。

① 障壁、建物等の築造、取去または修繕、② 境界標の調査または測量、③ 233条3項に基づき越境枝の切り取り。

隣地を使用する場合は、原則として事前（それが困難な場合は事後）に、隣地所有者および使用者（借主など）に日時、場所および方法を通知する必要があります。

所有権は完全に自由な権利ではなく、法令上の制限を伴うことがありますが、注意が必要です。

公認会計士協会の監査第一委員会報告32号「耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い」の内容を参照する記述が含まれている。

・日本公認会計士協会 会計制度委員会報告13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の廃止に伴う変更：実務対応報告22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」において、退職給付会計基準等の公表に関連して廃止された本報告の内容を参照する記述が含まれている。

・実務対応報告16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」の廃止に伴う変更：実務対応報告1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」において、会社法による新株予約権および新株予約権付社債の会計処理について、適用を終了した本実務対応報告の定めによることとされている。

委員から異論は聞かれなかった。

金融資産の減損における一般事業会社の貸倒引当金の取扱い、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る6月12日、企業会計基準委員会は、第220回金融商品専門委員会を開催した。主な審議事項は以下のとおり。

金融資産の減損

前回（2024年6月20日号（No.1713）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ5（一般事業会社に対する検討）に関する検討が行われた。

ステップ5の基本的な方針として、現行基準において貸倒引当金の対象となるすべての金融資産等に予想信用損失に基づく減損モデルを適用するのではなく、現行基準における金融商品の分類・測定を前提として、IFRS9号「金融商品」における取扱いや金融資産の性質等に基づいてグルーピングしたうえで、IFRS9号の定めを取り入れるか、または当面の間は現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲するかを判断するとされている。

事務局から、貸倒引当金の対

象となる主な金融資産等について、次の対応方針案が示された。

① IFRS9号の単純化したアプローチを取り入れる方向

で検討を進める金融資産等
・顧客との契約から生じた債権に係る受取手形、および電子記録債権
・売掛金
・契約資産
・リース債権およびリース投資資産のうち将来のリース料を收受する権利に係る部分
・オペレーティング・リース取引（契約）に係る債権

② IFRS9号の単純化したアプローチの対象とするかどうか検討を行う金融資産

・未収金
・金融商品の分類・測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する方向で検討を進める金融資産

③ 金融商品の分類・測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する方向で検討を進める金融資産

・敷金

・将来返還される差入預託保証金（建設協力金および敷金を除く）
・ゴルフ会員権（預託保証金）

④ ステップ4の検討後にあらためて検討する金融資産

・貸付金
・未収利息
・建設協力金

専門委員会からは、「ファクタリングにより取得した売掛債権等は、①の範囲外とする分析がされているが、債権は短期のものも多く、単純化したアプローチが適当」との意見が聞かれた。

ベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

前回（2024年6月20日号（No.1713）情報ダイジェスト参照）に引き続き、本プロジェクトの審議の過程でこれまで聞かれた意見に関して、分析が行われた。主な意見と事務局提案は次のとおり。

(1) 総額法で会計処理している組合等への出資

組合等への出資は持分相当額を純額で取り込む純額法が原則だが、一定の場合に総額法も認められている。総額法で会計処理している組合等への出資に関して、時価評価オプションが適

用できるか、適用できる場合にどのような開示（注記事項）が求められるか確認したいとの意見が聞かれていた。

これに対し、総額法の会計処理を行っている組合への出資についても時価評価オプションの適用を認め、その場合には、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項についての開示（注記）の規定を適用する案が示された。

(2) 連結上の取扱い

組合等が連結子会社に該当する場合の取扱いを追加検討すべきとの意見に対し、時価評価オプションの適用企業として想定しているLP出資者が組合等を連結することになる可能性はほとんどないと分析を踏まえ、時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理は本プロジェクトの範囲に含めないとする案が示された。

*

専門委員会から、事務局案に賛意が聞かれた。また、「(1)と(2)は似たような処理であり、結論が異なることに違和感がある」との意見も聞かれた。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年6月7日	コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024	金融庁・東証	2023年4月に策定した「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」の公表後における各施策の取組み状況について、実態を踏まえたフォローアップを行い、前回掲げた施策の主な取組みに関するフォローアップと今後の方向性について取りまとめ、コーポレート・ガバナンス改革の「実践」に向けた施策を推し進めるもの。具体的には、①取締役会の実効性向上に向けた取組みの好事例の共有、②収益性と成長を意識した経営の取組み状況のフォローアップ、③有報の総会前開示、事業報告等との重複開示の効率化等の環境整備、④政策保有株式の実態を踏まえた開示等の促進等が挙げられる。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240607.html	—

ECBの金利引下げと今後の課題

金融

欧州中央銀行（ECB）理事会は6月6日、政策金利を0.25%ポイント引き下げることと決定した。ECBの利下げは2019年以来で、G7首脳会議諸国のなかでは、カナダに続いて2カ国目となる。

ECBラガルド総裁は、公式サイトで、最近の経済動向と金融政策の経緯について説明し、「これまで金利を一定に保つ段階だったが、現在インフレは2.6%にまで低下し、このまま行けば年後半には2%になる見込み。したがって、金融の引き締め度合いを緩和することにした。緩和するといっても、金利を引き締め気味に保つべき点には変わりなく、いわば、以前ほど強くではないにしろ、ブレーキは踏み続ける必要がある」と表明している。確かに、インフレの抑制が一定の成果を上げたことは評価に値する。だが依然として多くの課題が残っている。2%台後半に低下したとはいえ、再び上昇するリスクは残っている。特にエネルギー価格や食品価格の変動が大きい

く、注視する必要がある。また今回、0.25%ポイント幅の利下げを行ったこと自体は適切だが、労働市場や賃金動向などのデータがインフレ圧力の高まりの兆候をみせた場合、躊躇なく再利上げに踏み込む柔軟性が必要だ。

金融政策の効果を最大化するためには、ECBとユーロ圏各国政府との連携が不可欠である。ECBの政策だけでは限界があり、各国の財政改革や構造改革もあわせて実施することで、経済全体の安定が図れる。たとえば、欧州復興基金の効果的な運用や、資本市場の統合、銀行同盟の完成などが挙げられる。これらの施策が進展すれば、経済の脆弱性はなくなり、域内の強靱性を強めることになる。さらに、企業の競争力を強化し、持続可能な成長を支えるための技術革新を促進することも求められる。経済の安定と持続可能な成長を実現するために、引き続き努力が必要となる。

日本の株式市場は利上げを恐れる必要なし

証券

世界の株式市場は、依然、米連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策の展開を最重要視しながら、投資行動を決めている。FRBは重要な経済指標、物価、雇用、GDPなどの評価をもとに、政策金利の変更などの金融政策を定期的に開く米連邦公開市場委員会（FOMC）で決定する。投資家がFRBの政策決定を予想し、投資行動を決めるのに、便利なくみである。6月11、12日に今年4回目のFOMCが開かれるが、政策金利据置きが公算が大きい。株式市場が期待する利下げはなくても、FRBが5月半ば頃から政策金利は動かさないことをほのめかしてきたため株式市場の失望は大きくないと考えられる。FOMCに続いて日銀金融政策決定会合が13、14日に開かれる。これまでの日銀の姿勢からすると、ここでも政策変更なしとなるのではないかと見られる。米FRBと正反対に利上げが焦点となつている日銀だが、FRBが現状維持を決定すれば日銀も政策変更なしを決めやすくなるだろう。

ただし、長年の異常な金融政策がもたらした歪みを正し、円安にストップをかけるためには利上げは免れない。利上げにはインフレによって生じた預金の目減りをカバーし、円高回帰によつて物価安定、消費者心理を改善するなどのメリットがある。もちろん、利上げは住宅ローン金利の上昇による家計の圧迫、国債利回り上昇による財政負担の増加、債務過多の企業の破綻などマイナスは大きい。株式市場は、円高反転による海外市場依存企業の収益悪化懸念などへの警戒から、利上げを敬遠したいところだろう。しかし、利上げは円高、物価安定によつて、この春ついに実現した大幅賃上げの実質価値を高め、内需の中心である消費の拡大につながる可能性がある。

5月以降、日経平均は38,000円弱く39,000円強のボックス圏にあり、緩やかな上昇過程にある米株価とはやや乖離してきた。株価は金融政策の次の手を望んでいるのではなからうか。